

## 今後の優先取組物質対策について（案）

## 1. フォローアップ結果の概要

## (1) 有害大気汚染物質モニタリング結果によるフォローアップ

## 対象 19 物質の大気環境濃度等

平成 17 年度の有害大気汚染物質モニタリング結果を環境基準等と比較したところ、トリクロロエチレン等 7 物質については全ての地点で環境基準等を満たしていた。ベンゼン等の超過の見られた 4 物質については、いずれも超過率は低い水準であり、クロロホルムを除き超過地点数は概ね減少又は横ばい傾向であった。クロロホルムについても、新たに 1 地点で指針値の超過が見受けられたが、発生源と推定される事業場は現在稼働していないことが確認されている。

また、継続測定地点における平均濃度の推移については、全ての物質について改善又は横ばい傾向を示している。

## 要監視地域等に係る地域主体の取組の実施状況

平成 16 年度及び平成 17 年度の 2 ケ年連続で固定発生源の影響で環境基準等を超過したと考えられる地点のあった地域は、ベンゼンについて 3 ケ所、ニッケル化合物について 3 ケ所であり、環境基準等を超過しつつあると考えられた地域はベンゼンについて 5 ケ所、1,2-ジクロロエタンについて 2 ケ所であった。いずれの地域についても関係自治体において発生源の特定のための調査、モニタリング地点の増加、排出源と考えられる事業者への排出抑制指導等の措置が取られており、着実に対策が推進されている。

## (2) PRTR データによるフォローアップ

## 対象 18 物質の大気中への排出量

優先取組物質のうち、化学物質排出把握管理促進法に基づく PRTR 制度の対象となっている 18 物質について、大気中への排出量の平成 15 年度データから平成 17 年度データについて比較検証したところ、ほとんどの物質で減少又は横ばい傾向であった。

ただし、水銀及びその化合物については、増加傾向であったが、PRTR の届出に基づく水銀の排出量は、我が国における水銀の大気中への排出全体のごく一部しか占めていないことを示す知見もあることから、直ちに水銀の排出量が増加傾向にあるとは判断できず、今後詳細に排出量を見積もっていく必要がある。また、上述のとおり、水銀及びその化合物の大気中の濃度には、特に上昇

傾向は見られていない。

#### 発生源に着目したモニタリングの推進

平成 15 年度の PRTR データに基づく高濃度推定地域のうち、既に事業場周辺での短期的な実測データのあった 5 地域については、今後モニタリングを行う必要性について評価した上で、必要な地域については現在関係自治体によりモニタリング地点が既に配備又は来年度より測定を行うことが予定されているところである。また、短期的な実測調査の必要と考えられた地域については、現在順次測定を行っているところであり、その結果を踏まえて、今後、関係自治体とともにモニタリング地点の見直しについて検討していくこととしている。

平成 16 年度の PRTR データに基づく高濃度推定地域についても、同様に順次測定を行い、関係自治体とともにモニタリング地点の見直しについて検討していくこととする。

## 2. 今後の有害大気汚染物質対策のあり方

今回の有害大気汚染物質モニタリング結果に基づくフォローアップの結果から、汚染拡大傾向はなく、今なお高濃度の汚染のある地域のすべてについて、地域主体の取組がなされていることが確認された。

また、PRTR データに基づくフォローアップの結果からは、ほとんどの物質について増加傾向はなく、全国的に新たな対策を講じる必要性は低いものと考えられた。増加傾向が見られた水銀及びその化合物についても、PRTR の届出に基づく排出量は我が国における水銀の大気中への排出全体のごく一部しか占めていないことを示す知見もあることから、直ちにその排出量が増加しているとは判断できず、大気濃度にも上昇傾向がないことから、現時点で直ちに排出抑制対策を講じる必要はないものと考えられた。なお、水銀の排出量については、今後詳細に見積もっていく必要がある。

以上から、現時点においては、特に地域主体の取組に対する新たな支援や、事業者に対する追加的な措置の必要はないものと考えられる。そのため、引き続き、事業者においては事業者自身の責任の下での自主的取組を継続すること、また、自治体においては地域の実情に応じた地域単位の取組を推進していくことが適当であり、国においては、次年度以降も、有害大気汚染物質モニタリング結果と PRTR データに基づくフォローアップを実施することとする。

なお、現状の有害大気汚染物質モニタリングでは見出されていないような発生源近傍の大気汚染については、引き続き実態把握を進めるとともに、対策の必要性等について検討する必要がある。